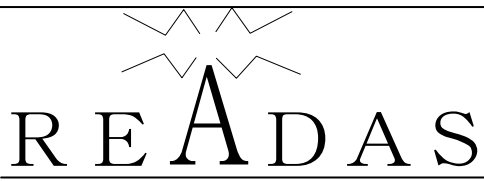


第 5240 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

未支給の国民年金は相続財産!?

Q：父が亡くなり、未支給の国民年金を受取りましたが、これは相続財産になるのでしょうか？

A：相続財産にはならず、受取った人の一時所得となります。

【解説】

公的年金は、年に6回、偶数月に前月と前々月分がまとめて支給されますが、年金が支給される前に受給権者が亡くなったときは、その者の配偶者（内縁の配偶者を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、「自己の名」で、その未支給年金の支給を請求すれば、その未支給年金が支給されることになっています。

したがって、請求を忘れずにしていただきたいのですが、請求してからは、一般的に、3か月後に請求者の口座に振り込まれます。

ところで、この未支給年金の請求権が相続財産になるかどうかですが、最高裁において相続性が否定されており、また、一時金でしか受け取れないことから、みなし相続財産である契約に基づかない定期金に関する権利にも該当せず、相続人等の固有の権利として受取るものであるとされて、請求権者の一時所得に該当するものとして取り扱われています。

